

機密保持誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

契約職 理事長代理 高橋 正史 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、「新財務会計システム構築・保守業務」に係る意見招請（以下、「意見招請」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）が当社に対して開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。
2. 当社は、機密情報を意見招請の目的にのみ使用するものとし、意見招請の目的以外には使用しないものとする。
3. 当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を意見招請のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。
4. 当社は、機構の書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。
5. 当社は、4項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、機構に事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。
6. 当社は、意見招請に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、機密情報を開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保持誓約書の写しを機構へ提出するものとする。
7. 当社は、機密情報を第三者に開示する場合は、機構とも協議し、必要に応じて一部マスキングを施した上で開示するなどの対応をすることとする。
8. 当社は、意見招請にかかる業務が終了し又は機構から要求された場合には、当社又は6項で定める第三者が保持する機密情報を速やかに機構に返却し又は破棄するものとする。
9. 当社は、当社又は6項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、機構が損害又は費用（弁護士費用を含みます。）を被った場合、機構に対し、これを全て賠償するものとする。

以上